

林野火災注意報・警報の運用について

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、
令和8年3月1日から林野火災注意報・林野火災警報
の運用が始まります！

林野火災注意報・警報について

林野火災の予防上、**注意が必要な気象状況**になったときには「**林野火災注意報**」を発令し注意喚起を行うとともに、住民等に「火の使用の制限」について**努力義務**を課すこととなります。

さらに、林野火災の予防上、**危険な気象状況**になったときには「**林野火災警報**」を発令し、住民等に「火の使用の制限」について**義務**を課すこととなります。

発令基準について

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準 (1月から 12月までの 期間中)	<p>次の①または②のいずれかの条件に該当した場合</p> <p>① 前3日間の合計降水量が1m以下で、かつ前30日間の合計降水量が30mm以下の場合</p> <p>② 前3日間の合計降水量が1m以下で、かつ乾燥注意報が発表された場合</p> <p>※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りではありません。</p>	<p>林野火災注意報の発令 + 強風注意報が発表</p>
発令区域	広域圏の全域	

林野火災注意報・警報が発令された場合の規制について

火災予防条例第29条の規定により、以下のとおり「**火の使用の制限**」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて理事会が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）取灰又は火粉を始末すること。

林野火災注意報・警報発令時、「火の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則を伴わない努力義務を課すものとなっています。

一方で、林野火災警報は、「**火の使用の制限**に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。（消防法第44条）

林野火災注意報・警報発令状況の周知について

林野火災注意報や警報が発令された場合は、消防車両での巡回広報、消防署等での吹き流し掲出、防災行政無線や広域ホームページ掲載により、広報を行います。

火災とまぎらわしい煙を発する行為をする場合は届出を！

たき火（ゴミ焼き等）により、火災とまぎらわしい煙が発生するおそれがある場合は、あらかじめ消防署に届出が必要です。（火災予防条例第45条）

能代山本広域市町村圏組合消防本部

TEL. 0185-52-3311

能代消防署 TEL. 0185-52-3311

ニッ井消防署 TEL. 0185-73-2327

三種消防署 TEL. 0185-85-3100

八峰消防署 TEL. 0185-76-3119